

○島根県立宍道湖自然館実習受入実施要綱

1. 目的

- (1) この実施要綱は、博物館法施行規則第1条の規定に基づく、大学からの博物館学芸員資格取得を目的とする博物館実習、インターンシップおよび中学生や高校生の職場体験実習、社会人による職場実習の受入について、一定の規制基準を設け、当館の業務に支障のない範囲において受け入れることを目的とする。

2. 受入の規定

- (1) 実習の受入時期は、夏期（8月）および秋期（9月から11月）の期間中とし、一人あたりの実習日数は7日以内で、当館が指定する。
実習期間は、希望があれば協議の上、延長可能。
- (2) 受入人数の総数は、年間20名以内（1期間につき2名以内、同一の学校、会社につき6名以内）とする。
- (3) 博物館実習およびインターンシップの実習資格は、理科系・文科系を問わないが、大学または専門学校において生物学の教科（一般教養でも可）を履修し、その単位を取得している者に限る。
* 博物館実習は、博物館学芸員を志し、学芸員養成課程に関する単位を取得、または履修中の学生とする。
* インターンシップは、水族館業務や飼育展示に興味・関心のある学生または生徒とする。
- (4) 中学生や高校生の職場体験実習および社会人の職場実習は、水族館業務や飼育展示に興味・関心のある者に限る。
- (5) 実習の内容は、当館の概要説明、施設見学、生物の採集と飼育、施設管理ならびに教育普及行事の補助等とする。
- (6) 実習期間における居住地または滞在拠点から無理なく安全に通えることとする。
- (7) 実習指導中の災害、事故等については、実習生にその責がある場合、当館は一切その責任を負わない。
- (8) 実習生の責に帰すべき事由により当館の施設・備品等に損害を与えた時は、実習生が加入している「学生賠償責任保険」等の賠償にて対応することとする。

3. 実習の申請手続き

- (1) 実習生受け入れの依頼を申請する大学または学校の実習担当教官は、当館での実習を希望する学生または生徒を集約した上で、所定の方法により期限までに館長あてに提出するものとする。なお、学生・生徒個人からの依頼は受け付けない。社会人による職場実習については、実習希望者が電話等で当館の実習担当者あてに問い合わせ、申請の手続きを行うものとする。

4. 受入決定および通知

- (1) 館長は提出された書類を審査し、日程等を調整の上、大学または学校の実習担当教官に実習受入について諾否を回答する。

5. その他

- (1) 上記 2. (2) で規定する受入人数枠に関わらず、大学または学校において自然史に関する分野を専攻し、当館においてその関連実技の習得を目的とした実習を希望する学生については、館長の応諾があれば特別に受け入れることを妨げない。
- (2) 上記 (1) の場合において、3 (1) の手続きを準用する。

附則

この要綱は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

平成 24 年 7 月 1 日一部改正。

平成 28 年 2 月 15 日一部改正。

令和 4 年 2 月 8 日一部改正。